

## 京都府国民健康保険広域化等支援方針の一部改定について

### 1. 趣旨

- 「京都府国民健康保険広域化等支援方針」について、国保制度改革に向けた国における検討状況を踏まえ、所要の改定を行うもの。

### 2. 改訂事項

- 別添のとおり

#### (概要) 主な改定事項

国(国保基盤強化協議会事務レベルWG)において、新しい財政運営の仕組みや、国民健康運方針の策定要領等に関する議論が行われ、平成28年1月28日に国保運営方針策定要領(案)が示されたことを受け、以下のとおり改定。

- 国保運営方針策定(検証及び見直し)に当たって、関係者(都道府県、市町村、国民健康保険団体連合会等)の意見を聴く場として「京都府市町村国保広域化等に関する協議会」を位置づけ、また、医療・健康・介護・薬事等関係部局との連携を規定(4. (1) (2))
- 国民健康保険制度改革に向けた工程表に改定(別添)  
平成28年度以降、国民健康保険運営方針の主な記載事項に沿った検討を行う
- 国の動きの反映、文言修正等(1. (1)他)

| 現行   | 改定案   |
|--|---|
| <p>1. 広域化等支援方針の策定</p> <p>(1) 策定の目的</p> <p>安心できる医療の確保は、府民が地域で生活していくために欠かせないものであり、市町村国保については、被用者保険に加入する者等を除くすべての者を被保険者とする「国民皆保険の最後の砦」といえるものとなっている。このため、京都府においては、医療計画等を通じて医療提供体制の整備を進めるとともに、市町村国保の運営の支援等を行ってきた。</p> <p>(中略)</p> <p>このような状況において、国は、社会保障・税一体改革に基づき、市町村国保の安定的な運営を確保するため、市町村国保の財政運営の都道府県単位化を推進することとしており、都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）に係る対象医療費の拡大（平成27年度から現行の対象事業費30万円以上をすべての医療費に拡大）や都道府県の財政調整機能の強化等のため都道府県調整交付金の割合の引き上げ等を盛り込んだ国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正を行うとともに、市町村国保の財政基盤強化のため、税制抜本改革時に、低所得者の保険料軽減の拡充及び保険者支援の拡充等を実施し、2,200億円程度の公費を新たに投入することとしている。</p> <p>また、社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）において国は、国民皆保険を維持、医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料負担の公平の確保等を図るために必要な改革を行うこととされ、現在、同法に基づき議論されているところであるが、京都府としては、この結論を待つだけではなく、国民皆保険を維持し、府民の公平性を確保し、府民の健康を守るために、将来的な医療保険制度の全国規模の一元化を目指しつつ、まずは、ナショナルミニマム確保の観点から市町村国保への国費投入を充実するよう国に求めるとともに、市町村国保を都道府県単位で一元化し、広域自治体である京都府がその運営に参画することにより、京都府と市町村が協力して国保を運営していくことが必要であると考えている。国における医療保険制度の在り方等に係る検討状況を踏まえつつ、京都府が医療提供体制、医療保険、健康増進等の保健医療政策全般の一体的な運用を図ることができる体制を構築し、今まで以上に、地域に必要な医療機能の強化に取り組むとともに、医療費の効率化、府民の健康づくり等を効果的に推進していく必要がある。</p> | <p>1. 広域化等支援方針の策定</p> <p>(1) 策定の目的</p> <p>安心できる医療の確保は、府民が地域で生活していくために欠かせないものであり、市町村国保については、被用者保険に加入する者等を除くすべての者を被保険者とする「国民皆保険の最後の砦」といえるものとなっている。このため、京都府においては、医療計画等を通じて医療提供体制の整備を進めるとともに、市町村国保の運営の支援等を行ってきた。</p> <p>(中略)</p> <p>このような状況において、国は、社会保障・税一体改革に基づき、市町村国保の安定的な運営を確保するため、市町村国保の財政運営の都道府県単位化を推進することとしており、都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）に係る対象医療費の拡大（平成27年度から現行の対象事業費30万円以上をすべての医療費に拡大）や都道府県の財政調整機能の強化等のため都道府県調整交付金の割合の引き上げ等を盛り込んだ国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正を行うとともに、市町村国保の財政基盤強化のため、税制抜本改革時に、低所得者の保険料軽減の拡充及び保険者支援の拡充等を実施されたところである。<br/> <u>(平成26年度に低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)、平成27年度から低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円))</u></p> <p>また、社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）において国は、国民皆保険を維持、医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料負担の公平の確保等を図るために必要な改革を行うこととされ、同法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議において、都道府県の役割強化と国保保険者の都道府県移行、財政基盤の安定化、保険料に係る国民負担の公平の確保等を内容とする報告書が取りまとめられた。</p> <p>さらに、社会保障制度改革推進法に基づく「『法制上の措置』の骨子」の閣議決定を経て成立した、持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）において国は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、国保の財政支援の拡充等必要な事項を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、必要な措置を平成26年度～平成29年度を目途に順次講じ、必要な法律案を平成27年度に提出することを目指すこととされ、平成26年1月には国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方との協議（以下「国保基盤強化協議会」という。）を再開し、平成27年2月に「国民健</p> |

| 現行   | 改定案   |
|--|---|
| <p><u>社会保障・税一体改革による制度改正案は、当面一定の効果が見込まれると考えられるものであるが、多くの課題が積み残しとなっており、引き続き市町村国保の構造的な問題の抜本的な解決に向けた検討を行っていく必要がある。</u></p> <p>本方針は、<u>市町村国保の都道府県単位での一元化に向けて、市町村国保の事業運営の広域化及び財政の安定化を推進するために京都府が策定する支援の方針である。府民が安心して必要な医療を受けられるよう、本方針に基づき、京都府と市町村が協力しながら、市町村国保の事業運営の広域化により、事業効果の向上、事務の効率化等を図るとともに、財政運営の広域化により、財政の安定化、公平性の確保等を図るものである。</u></p>  | <p><u>「健康保険の見直しについて」取りまとめられた。</u><br/> <u>この取りまとめに基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が、平成27年5月に成立・公布され、平成30年度から、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととされた。</u><br/> <u>現在、制度や運営の詳細について、国保基盤協議会において検討されており、京都府としては、この検討結果を踏まえつつ、引き続き、ナショナルミニマム確保の観点から市町村国保への国費投入を充実するよう国に求めるとともに、平成30年度から京都府も保険者として、今まで以上に市町村と協力して、医療提供体制、医療保険、健康増進等の保健医療政策全般の一体的な運用を図ることができる体制を構築し、地域に必要な医療機能の強化に取り組むとともに、医療費の効率化、府民の健康づくり等を効果的に推進していく必要がある。</u></p> <p>本方針は、<u>平成30年度の国民健康保険制度改革に向けて、市町村国保の事業運営の広域化及び財政の安定化を推進するために京都府が策定する支援の方針である。府民が安心して必要な医療を受けられるよう、本方針に基づき、京都府と市町村が協力しながら、市町村国保の事業運営の広域化により、事業効果の向上、事務の効率化等を図るとともに、財政運営の広域化により、財政の安定化、公平性の確保等を図るものである。</u></p> |
| <p><u>注</u></p> <p><u>社会保障制度改革推進法第9条の規定による社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）が平成25年12月13日に公布・施行された。</u></p> <p><u>同法第4条第7項において、政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、国民健康保険については、①財政支援の拡充、②運営に関し、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割分担するために必要な方策、③保険料に係る低所得者の負担の軽減、④保険料の賦課限度額等の引き上げ、等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成26年度から平成29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年の国会に提出することを目指すものとされている。</u></p> | <p>(削除)</p>   |

| 現行  | 改定案   |
|---|---|
| (2) (略)   | (2) (略)   |
| (3) 対象期間<br>本方針は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までを対象期間とする。ただし、国における医療保険制度の在り方等に係る検討状況、京都府内の市町村国保の状況、急激な経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行うこととする。   | (3) 対象期間<br>本方針は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までを対象期間とする。   |
| 2. (略)  | ※ 平成28年度以降、平成30年度に向けた議論の状況に応じて工程表の見直しを行う。   |
| 3. 市町村国保の事業運営の広域化及び財政の安定化の推進に関する京都府の役割<br>府民が安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を維持し、府民の公平性を確保し、府民の健康を守るために、京都府は、ナショナルミニマム確保の観点から市町村国保への国費投入の充実を国に求めるとともに、市町村と協力して、 <u>市町村国保の都道府県単位での一元化に向け、4. の取組等により、市町村国保の事業運営の広域化及び財政の安定化を推進する。</u>     | 3. 市町村国保の事業運営の広域化及び財政の安定化の推進に関する京都府の役割<br>府民が安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を維持し、府民の公平性を確保し、府民の健康を守るために、京都府は、ナショナルミニマム確保の観点から市町村国保への国費投入の充実を国に求めるとともに、市町村と協力して、 <u>平成30年度の国民健康保険制度改革に向け、4. の取組等により、市町村国保の事業運営の広域化及び財政の安定化を推進する。</u> |
| 4. 市町村国保の事業運営の広域化及び財政の安定化を図るための具体的な施策<br>(1) 京都府と市町村の協議会等の設置<br>市町村国保の都道府県単位での一元化に向け、本方針に定める施策の推進、本方針の進捗管理や見直し、運営体制の在り方等について、京都府と市町村が協議、調整等を行うための協議会を設置するとともに、協議会の下に、具体的な施策の実施等に関する作業部会を設置した <u>ところであり、引き続き、効果的な施策を検討、実施する。</u> | 4. 市町村国保の事業運営の広域化及び財政の安定化を図るための具体的な施策<br>(1) 京都府と市町村の協議会等の設置<br>市町村国保の都道府県単位での一元化に向け、本方針に定める施策の推進、本方針の進捗管理や見直し、運営体制の在り方等について、京都府と市町村が協議、調整等を行うための協議会を設置するとともに、協議会の下に、具体的な施策の実施等に関する作業部会を設置した <u>ところである。</u>                 |
| (追加)  | 今後、平成30年度の国民健康保険制度改革に向けての検討・協議の場として、当該協議会等を位置づけるものとする。<br><br>(2) 医療・健康・介護・薬事等関係部局との連携<br>本方針に定める施策の推進及び国民健康保険運営方針等の検討・協議に当たり、京都府内に設置する「あんしん医療制度構築プロジェクト」との連携を図る。   |

| 現行  | 改定案  |
|---|--|
| <p><u>(2) 事業運営の広域化</u></p> <p>事業運営の広域化を推進することにより、<u>市町村国保の都道府県単位での一元化</u>に向けて、事業効果の向上、事務の効率化等を図る。事業運営の広域化については、原則として、京都府が企画立案し、市町村間の調整を図った上で、市町村が地域の実情に応じて参加を判断するものである。</p>   | <p><u>(3) 事業運営の広域化</u></p> <p>事業運営の広域化を推進することにより、<u>平成30年度の国民健康保険制度改革</u>に向けて、事業効果の向上、事務の効率化等を図る。事業運営の広域化については、原則として、京都府が企画立案し、市町村間の調整を図った上で、市町村が地域の実情に応じて参加を判断するものである。</p>  |
| <p>①～③ (略)</p> <p><u>(4) 医療費適正化策の共同取組</u></p> <p>診療報酬の支払いの適正化を図るために、レセプト点検を適切に行うことが重要である。レセプト二次点検について、平成23年度から京都府国民健康保険団体連合会が受託を開始しており、既に10市町村が委託を行っているところである。</p> <p>(中略)</p> <p>近年、柔道整復師の施術所が増加しており、それに伴い、柔道整復療養費も増加している。平成23年1月に柔道整復療養費の受領委任の取扱いを行う府内の全施術所を対象とした集団指導を実施し、適正な療養費の請求に関する周知を図るとともに、被保険者に対する啓発チラシ、意識調査、施術内容の被保険者照会に関する府内標準を作成したところである。</p> | <p>①～③ (略)</p> <p><u>(4) 医療費適正化策の共同取組</u></p> <p>診療報酬の支払いの適正化を図るために、レセプト点検を適切に行うことが重要である。レセプト二次点検について、平成23年度から京都府国民健康保険団体連合会が受託を開始しており、既に10市町村が委託を行っているところである。</p> <p>(中略)</p> <p>近年、柔道整復師の施術所が増加しており、それに伴い、柔道整復療養費も増加している。平成26年1月に柔道整復療養費の受領委任の取扱いを行う府内の全施術所を対象とした集団指導を実施し、適正な療養費の請求に関する周知を図るとともに、被保険者に対する啓発チラシ、患者照会等に関する府内基準の作成、高額請求傾向のある施術所に対する府内統一での注意喚起の取り組みを行ってきたところである。</p> |
| <p>こうした取組の成果も踏まえ、京都府国民健康保険団体連合会と連携して、保険者への研修等により、審査スキルの向上を図るとともに、被保険者に対する保険を適用する場合の正しい施術所の利用についての啓発、施術所に対する柔道整復療養費の適正な請求に関する周知等に共同して取り組む。</p> <p><u>(3) 財政運営の広域化</u></p> <p>市町村国保の都道府県単位での一元化に向けて、財政運営の広域化を推進することにより、小規模保険者において財政が不安定になりやすいといった問題や保険料の市町村格差などを解消し、財政の安定化、公平性の確保等を図る。</p>  | <p>こうした取組の成果も踏まえ、京都府国民健康保険団体連合会と連携して、保険者への研修等により、審査スキルの向上を図るとともに、被保険者に対する保険を適用する場合の正しい施術所の利用についての啓発、施術所に対する柔道整復療養費の適正な請求に関する周知等に共同して取り組む。</p> <p><u>(4) 財政運営の広域化</u></p> <p>平成30年度の国民健康保険制度改革に向けて、財政運営の広域化を推進することにより、小規模保険者において財政が不安定になりやすいといった問題や保険料の市町村格差などを解消し、財政の安定化、公平性の確保等を図る。</p>   |
| <p>① 市町村間の財政調整</p> <p>ア (略)</p>   | <p>① 市町村間の財政調整</p> <p>ア (略)</p>  |

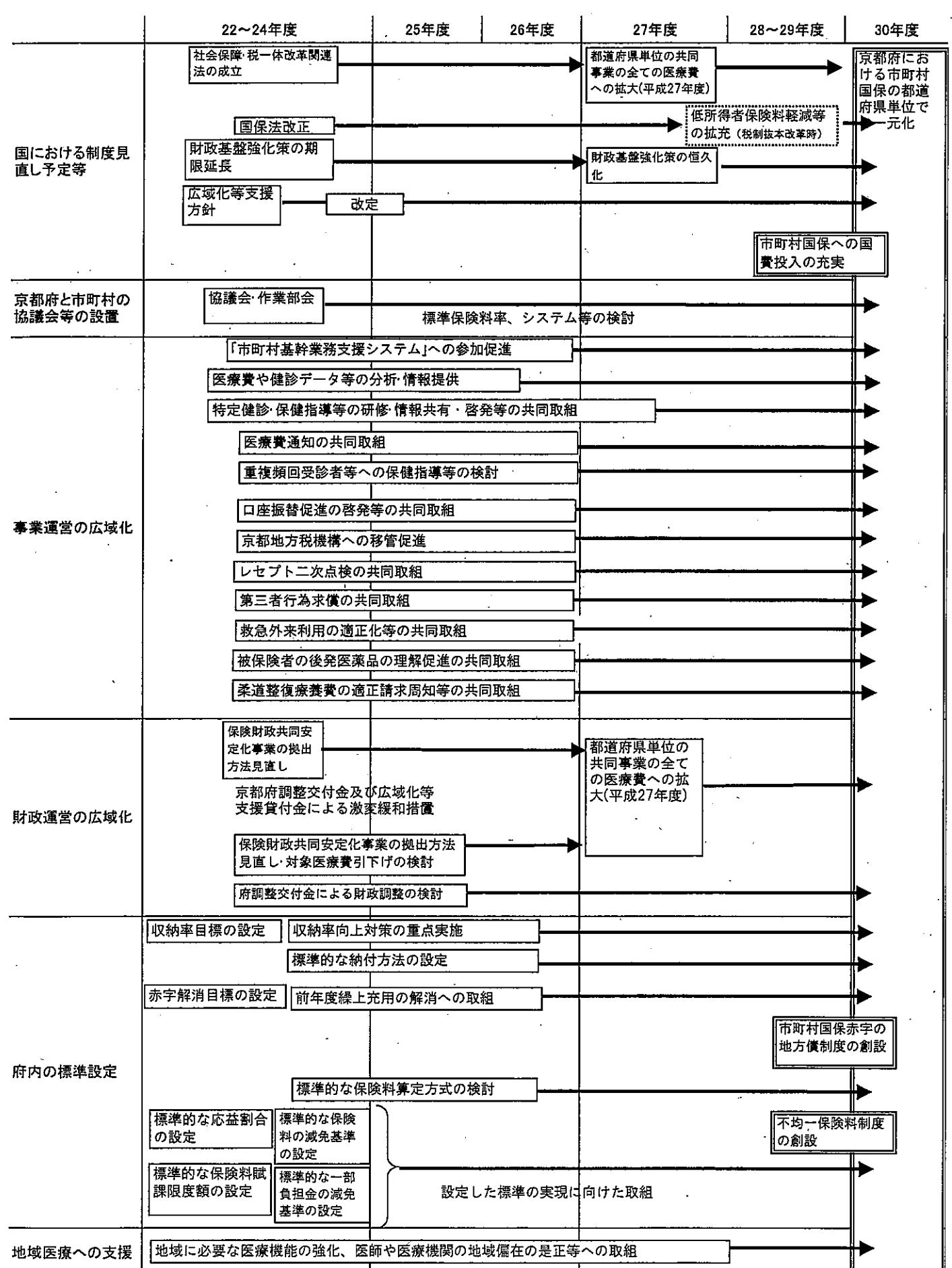
| 現行   | 改定案   |
|--|---|
| <p><b>イ 検討状況</b></p> <p>平成24年7月に、都道府県調整交付金ガイドラインが改正され、市町村国保の財政調整について、「都道府県調整交付金1号交付金による所得水準等に応じた調整は、保険財政共同安定化事業の所得割に比べてより柔軟かつきめ細かな調整が可能であることを踏まえて、1号交付金による調整を優先的に選択することが考えられる」旨の考え方が示された。</p> <p>（中略）</p> <p>今後とも、京都府調整交付金による効率的な財政調整について検討を行い、市町村国保の財政運営の都道府県単位を進める。<u>さらに、平成30年度を目途に京都府における市町村国保の都道府県単位での一元化の実現を目指す。</u></p> <p>※ レセプト一件当たり80万円超の医療費については、都道府県ごとに各市町村国保からの拠出金と公費で賄う高額医療費共同事業により措置されている。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 広域化等支援基金の活用</p> <p>広域化等支援基金については、市町村の市町村国保事業に財源不足が見込まれる場合の無利子貸付等に活用するほか、<u>市町村国保の都道府県単位での一元化に向けた活用を検討する。</u></p> <p><u>(4) 京都府内の標準設定</u></p> <p><u>市町村国保の都道府県単位での一元化に向けて、保険料の収納率目標、赤字解消の目標等を設定することにより、財政の安定化、公平性の確保等を図る。</u></p> <p>① 保険料の収納率目標</p> <p>市町村国保については、基本的に必要となる医療費を保険料、一部負担金及び公費で賄うものである。被保険者にとって保険料が過重な負担とならないよう配慮しながら、医療費に応じた適正な保険料の賦課・徴収を行う必要があり、国保財政の安定化、府民の公平性の確保の観点からも、保険料の収納率の向上は重要な課題となっている。保険料の収納率はやや改善傾向にあるものの、長引く不況の影響等により依然として、徴収環境は厳しい状況にあるが、市町村国保の都道府県単位での一元化を見据えた場合に、京都府内の市町村国保の平均収納率に達していない市町村については、重点的に収納率向上対策に取り組む必要がある。</p> <p>（中略）</p> | <p><b>イ 検討状況</b></p> <p>平成24年7月に、都道府県調整交付金ガイドラインが改正され、市町村国保の財政調整について、「都道府県調整交付金1号交付金による所得水準等に応じた調整は、保険財政共同安定化事業の所得割に比べてより柔軟かつきめ細かな調整が可能であることを踏まえて、1号交付金による調整を優先的に選択することが考えられる」旨の考え方が示された。</p> <p>（中略）</p> <p>今後とも、京都府調整交付金による効率的な財政調整について検討を行い、市町村国保の財政運営の都道府県単位を進める。</p> <hr/> <p>※ レセプト一件当たり80万円超の医療費については、都道府県ごとに各市町村国保からの拠出金と公費で賄う高額医療費共同事業により措置されている。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 広域化等支援基金の活用</p> <p>広域化等支援基金については、市町村の市町村国保事業に財源不足が見込まれる場合の無利子貸付等に活用する。</p> <hr/> <p><u>(5) 京都府内の標準設定</u></p> <p><u>平成30年度の国民健康保険制度改革に向けて、保険料の収納率目標、赤字解消の目標等を設定することにより、財政の安定化、公平性の確保等を図る。</u></p> <p>① 保険料の収納率目標</p> <p>市町村国保については、基本的に必要となる医療費を保険料、一部負担金及び公費で賄うものである。被保険者にとって保険料が過重な負担とならないよう配慮しながら、医療費に応じた適正な保険料の賦課・徴収を行う必要があり、国保財政の安定化、府民の公平性の確保の観点からも、保険料の収納率の向上は重要な課題となっている。保険料の収納率はやや改善傾向にあるものの、長引く不況の影響等により依然として、徴収環境は厳しい状況にあるが、市町村国保の都道府県単位での一元化を見据えた場合に、京都府内の市町村国保の平均収納率に達していない市町村については、重点的に収納率向上対策に取り組む必要がある。</p> <p>（中略）</p> |

| 現行   | 改定案  |
|--|--|
| <p>今後も、市町村国保の都道府県単位での一元化を見据え、より一層の国保財政の安定化、府民の公平性の確保を図る観点からも保険料の収納率の向上は重要な課題であることから、引き続き、作業部会等で市町村から意見、要望等を聞きながら、全国の先進事例の検討や情報共有等を図り、さらなる取組の充実に繋げる。</p> <p>(中略)</p>  | <p>今後も、平成30年度の国民健康保険制度改革を見据え、より一層の国保財政の安定化、府民の公平性の確保を図る観点からも保険料の収納率の向上は重要な課題であることから、引き続き、作業部会等で市町村から意見、要望等を聞きながら、全国の先進事例の検討や情報共有等を図り、さらなる取組の充実に繋げる。</p> <p>(中略)</p>  |
| <p>② (略)</p>   | <p>② (略)</p>   |
| <p>③ 赤字解消の目標</p> <p>市町村国保を安定的に運営するためには、財政の健全化が必要である。また、各市町村国保の累積赤字については、府民の公平性の確保の観点から、都道府県単位で一元化された国保財政には持ち込むことはできず、都道府県単位での一元化の前に、各市町村は前年度繰上充用の解消にできる限り取り組む必要がある。他方、市町村国保の被保険者は無職の方や高齢者が多く、保険料の負担能力が低い一方で、医療費が高い傾向にあり、市町村国保の累積赤字を短期的に解消することは困難である。</p> <p>このような観点から、赤字解消の目標については、目標年次は定めないが、各市町村は前年度繰上充用の解消にできる限り取り組むこととする。</p> <p>京都府としては、市町村国保の都道府県単位での一元化の際に、市町村国保の累積赤字を長期債務に振り替え、その計画的な解消を図ることができるよう、各市町村が地方債を発行できる制度を創設し、当該債務の後年度負担について国が財政措置を講じることを国に対して引き続き求めていく。</p> | <p>市町村国保を安定的に運営するためには、財政の健全化が必要である。また、各市町村国保の累積赤字については、解消が図られるよう取り組む必要がある。他方、市町村国保の被保険者は無職の方や高齢者が多く、保険料の負担能力が低い一方で、医療費が高い傾向にあり、市町村国保の累積赤字を短期的に解消することは容易ではないが、今後、国による財政支援措置の拡充等により一定解消が図られるものと考えられ、引き続き、各市町村は前年度繰上充用の解消にできる限り取り組むこととする。</p>   |
| <p>④ 標準的な保険料算定方式・応益割合・保険料賦課限度額</p> <p>標準的な保険料算定方式については、府民の公平性の確保の観点から設定することが望ましいと考えられ、国における制度見直しの検討状況を踏まえつつ、引き続き、協議会等で検討を進める。なお、検討に当たっては、四方式（所得割、資産割、均等割、平等割）は都市部で資産割額が高額となることに留意する必要がある。</p> <p>京都府としては、市町村国保の都道府県単位での一元化の際に、一人当たり医療費が都道府県内の平均より一定程度以上低い市町村について、一元化によって保険料が大幅に引き上がることのないよう、国に対し、医療費が都道府県内で平準化されるまでの間は、不均一保険料率を認め、均一保険料率との差額分に国費を投入する制度を創設するよう求めていく。</p>   | <p>④ 標準的な保険料算定方式・応益割合・保険料賦課限度額</p> <p>標準的な保険料算定方式については、府民の公平性の確保の観点から設定することが望ましいと考えられ、国における制度見直しの検討状況を踏まえつつ、引き続き、協議会等で検討を進める。なお、検討に当たっては、四方式（所得割、資産割、均等割、平等割）は都市部で資産割額が高額となることに留意する必要がある。</p> <p>京都府としては、平成30年度の国民健康保険制度改革の際に、一人当たり医療費が都道府県内の平均より一定程度以上低い市町村について、一元化によって保険料が大幅に引き上がることのないよう対応する。</p> |

| 現行   | 改定案   |
|--|---|
| <p>また、標準的な応益割合については、国民健康保険法施行令第29条の7で定める標準を踏まえ、50%とする。</p> <p>保険料の賦課限度額を低く設定した場合は中間所得層に過重に負担をかけることとなるので、標準的な保険料賦課限度額については、同令第29条の7で定める賦課限度額とする。</p>                      | <p>また、標準的な応益割合については、国民健康保険法施行令第29条の7で定める標準を踏まえ、50%とする。</p> <p>保険料の賦課限度額を低く設定した場合は中間所得層に過重に負担をかけることとなるので、標準的な保険料賦課限度額については、同令第29条の7で定める賦課限度額とする。</p> |
| (5) (略)  | (5) (略)   |
| <p><u>(5) 地域医療への支援</u></p> <p>府民が安心して必要な医療を受けることができるよう、<u>市町村国保の都道府県単位での一元化に取り組むとともに、地域に必要な医療機能の強化、医師や医療機関の地域偏在のは正等に取り組む必要がある。</u></p>                                   | <p><u>(5) 地域医療への支援</u></p> <p>府民が安心して必要な医療を受けることができるよう、<u>_____地域に必要な医療機能の強化、医師や医療機関の地域偏在のは正等に取り組む必要がある。</u></p>                                    |
| <p>このため、<u>京都府保健医療計画等に基づき、救急・周産期医療体制の強化、医師の総合的な確保・定着対策の推進、へき地医療拠点病院の強化等に引き続き取り組む。</u></p>  | <p>このため、<u>引き続き、現在策定中の地域医療構想や京都府保健医療計画等に基づき、救急・周産期医療体制の強化、医師の総合的な確保・定着対策の推進、へき地医療拠点病院の強化等に_____取り組む。</u></p>  |
| <p><u>5. 京都府における市町村国保の都道府県単位での一元化に向けた工程表</u></p> <p><u>別添の工程表で示した諸課題を軸に検討を進め、平成30年度を目指す。ただし、国における制度見直しの検討状況、京都府内の市町村国保の状況、急激な経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて工程表の見直しを行うこととする。</u></p> | <p><u>5. 京都府における平成30年度の国民健康保険制度改革に向けた工程表</u></p> <p><u>別添の工程表で示した諸課題を軸に検討を進める。</u></p> <p>※ 平成28年度以降、平成30年度に向けた議論の状況に応じて工程表の見直しを行う。</p>             |



京都府における市町村国保の都道府県単位での一元化に向けた工程表(現行)



京都府における平成30年度の国民健康保険制度改革向けた工程表(改定案)

